

平成15年 7 月秋田市議会臨時会提出予定案件		
	件名	説明
	「 条 例 案 」 1 件	
1	直接請求に係る秋田中央道路（地下自動車専用道）建設見直しの是非を問う住民投票条例を設定する件	○条例の制定を求める直接請求を受け、市長の意見を付し、議会の議決を求めるもの ○要旨 1 この条例は、秋田中央道路建設見直しの是非について市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的、効率的運営を図ることを目的とする。 2 1の目的を達成するために、秋田中央道路建設見直しの是非を問う住民投票を行うこととする。 3 住民投票は、本条例の施行の日から六ヵ月以内に実施することとする。 4 市長は、住民投票条例が制定されたときに、秋田中央道路建設に向けたすべての行為を住民投票の結果が出るまで停止するよう知事に進言することとする。 5 以上のほか、住民投票の執行および期日、投票資格、投票の方法等について定める。 ○施行期日 公布の日から ○請求代表者 風間 幸蔵 土崎港南二丁目2-57 佐藤 幸一 泉北一丁目15-26 萩谷 由紀子 牛島東七丁目20-10-9